

# 幼児教育・保育の無償化に係る 「施設等利用費」の請求方法について

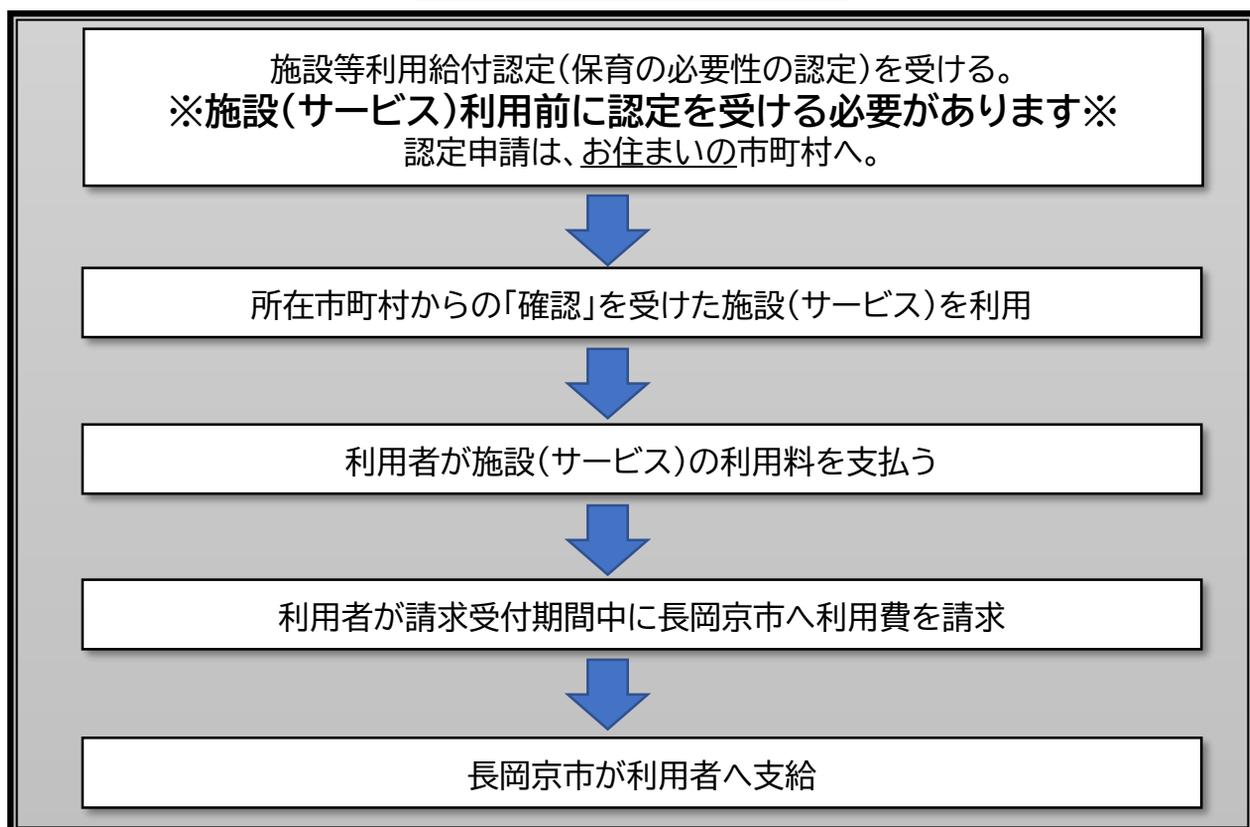
「施設等利用給付認定」を受け、認可外保育施設・預かり保育(幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分))・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター(預かりのみ)を利用した場合の無償化対象費用は、利用者が一旦施設に支払いをし、後日、長岡京市に請求手続きをしていただく必要があります。(上限額があります。)

ただし、無償化の対象となるのは所在市町村からの確認を受けた施設に限ります。対象となる園については園の所在地市町村にご確認ください。(長岡京市内の園については市ホームページに掲載しております。)



- ・認可保育施設をご利用の方は対象外となります。
- ・幼稚園をご利用の方は一部の園を除き、預かり保育以外の施設等利用費は支給対象外となります。

## 支給までの流れ



施設等利用給付認定・変更申請書及び添付書類様式について  
子育て支援課窓口、市ホームページにて入手可能です。



かしこ暮らしっく  
長岡京



市HP

# 請求フローチャート

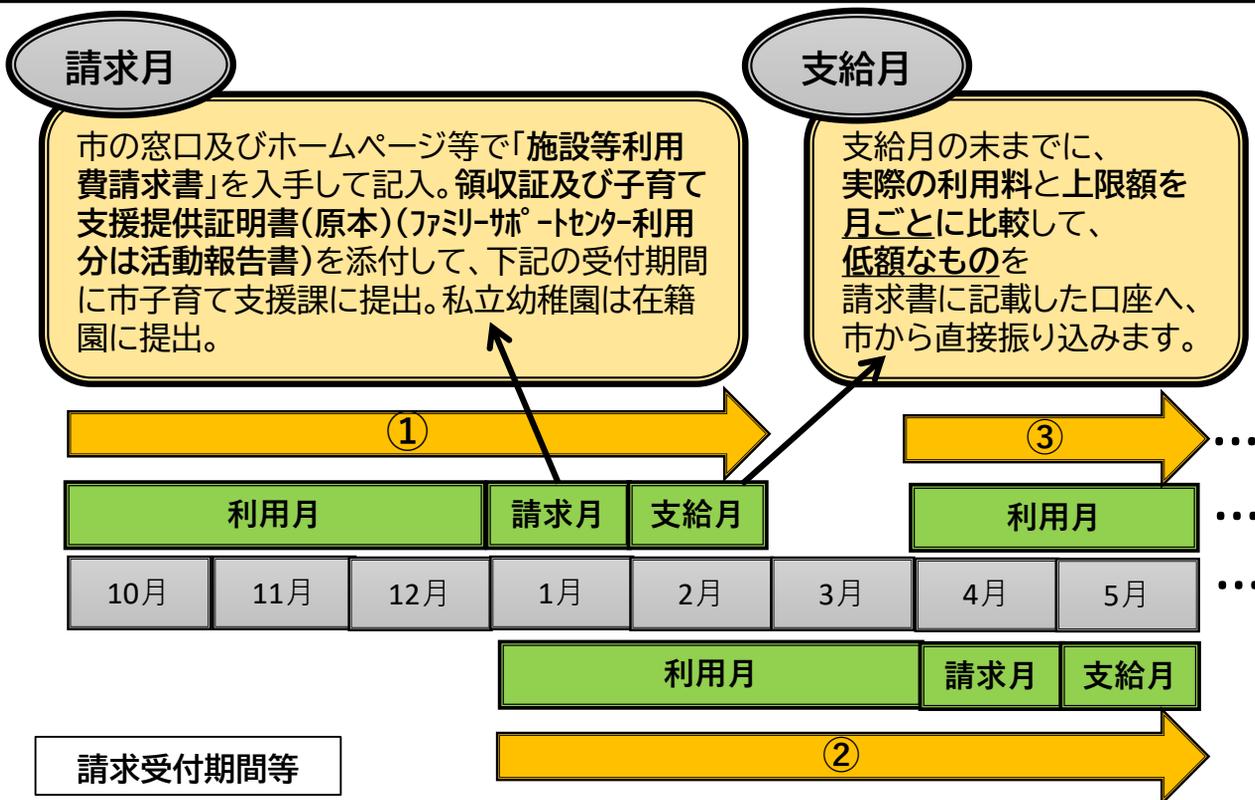
3か月分の利用料をまとめて請求します。「施設等利用費請求書(償還払い用)」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」(＝施設から発行される利用料の領収証及び子育て支援提供証明書、ただし、ファミリー・サポートセンター利用分は活動報告書のみで可)を添付して、長岡京市子育て支援課にご提出ください。

原則、請求受付期間の翌月が支給月になります。なお、実際の利用料と上限額を比較して低額なものを支給します。

◎対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。

認定日を遡ることはできないため、該当することがわかったときは速やかに「施設等利用給付認定・変更申請書」にてご申請ください。

◎認定期間外の利用料は対象外です。そのため、認定期間以外も含めご請求いただいた場合であっても、対象期間中の金額のみの支給としますのでご注意ください。



※私立幼稚園の預かり保育を利用している方は請求の方法やスケジュールが異なる場合があります。詳細については在籍園にお問い合わせください。

※複数の期の利用料をまとめて請求することも可能ですが、原則期別ごとの請求をお願いします。

ただし、利用から2年を経過すると、請求ができなくなるため、ご注意ください。

※受付期限の日が市役所の閉庁日のときは、直前の閉庁日が受付期限となります。

## 【問い合わせ先】

〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号 長岡京市健康福祉部子育て支援課(新庁舎3階)  
 子育て支援係(幼稚園(預かり含む)・ファミリー・サポートセンター) 075-955-9558  
 保育係(認可外・認定こども園・病児保育・一時預かり) 075-955-9518